

学校法人玉手山学園 行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・法に基づく諸制度の調査
- ・制度に関する情報をまとめ教職員への情報提供・周知

目標2：有給休暇取得促進に向けた取り組みを行う。

<対策>

- ・有給休暇の取得状況把握
- ・有給休暇取得奨励を実施

目標3：周辺地域の子どもへの育成支援を行う。

<対策>

- ・地域連携公認プログラム策定、実施

以上